

平成23年

第1回市議会臨時会 議案第10号

専決処分の報告について

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日次のとおり専決したので、議会の承認を求める。

平成23年5月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

函館市福祉事務所設置条例（昭和48年函館市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。